

## 小中学校自家用電気工作物保安管理仕様書

### 1 件名

小中学校自家用電気工作物保安管理業務

### 2 業務の目的

発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を行うこと。

### 3 契約対象電気工作物の概要

契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 別紙1のとおり
- (2) 事業場の所在地 別紙1のとおり
- (3) 需要設備
  - ア 受電電圧 別紙1のとおり
  - イ 設備容量 別紙1のとおり

### 4 業務の内容

- (1) 受注者が実施する小中学校自家用電気工作物保安管理業務契約書（以下「契約書」という。）に基づく保安管理業務（保安業務担当者等が保安規程に基づき自ら実施する）の内容は、(2)及び(3)を除き次の各号によるものとする。

ア 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。

イ 受注者は、3に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

ウ 受注者は、3に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

エ 受注者は、3に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、別紙2「点検、測定及び試験の基準」に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

オ 受注者は、3に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別表による。）を行い、その結果を発注者に報告すること。

また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

カ 受注者は、電気事故その他自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは東京電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。

また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、発注者に指示又は

助言を行うこと。

なお、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

キ 電気事業法第107条第3項に基づいて行われる安全管理審査並びに国が行う立入検査（以下「官庁検査」という。）に立ち会いを行うこと。

(2) (1) 以外に受注者がその都度実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

ア 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について指示又は助言すること。

イ 上記項目に対する費用は、別途とする。

(3) 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（以下「絶縁監視装置」という。）を有する需要設備の場合は、次の各号によるものとする。

ア 警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次の各項に掲げる処置を行うこと。

イ 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

ウ 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

(4) 発注者は、(1)の受注者が請け負う保安管理業務のうち、設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のいずれかに該当する自家用電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行う。

また、受注者は発注者の求めに応じ、指示又は助言を行うこととする。

このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(5) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)によるほか、発注者が確認を行うものとする。

## 5 点検の頻度及び点検項目

(1) 4 (1) に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は細目書によるものとする。

ア 月次点検 隔月1回

イ 年次点検 毎年1回  
 ウ 臨時点検 必要の都度

【需要設備】

対象設備等	項目	月次点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル <受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等 <受・配電盤> <接地工事> 接地線、保護管等 <構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<蓄電池設備>		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等		<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

(2) 4 (1) に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。

- (3) 受注者は、アの月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

## 6 通知義務

発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をすみやかに受注者に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 自家用電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を経済産業大臣に提出する場合
- (4) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画及び施工する場合
- (5) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、自家用電気工作物の保安に関する必要な教育又は演習訓練を行う場合
- (6) 自家用電気工作物の平常時における運転操作並びに事故その他異常時における措置等について定める場合
- (7) 非常災害に備えて自家用電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (8) 責任分界点又は需要設備の構内を変更する場合
- (9) 自家用電気工作物の保安に関する組織を変更する場合
- (10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
- (12) 東京電力株式会社等との契約を変更する場合
- (13) その他保安上必要と認められる場合

## 7 連絡責任者等

- (1) 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (2) 発注者は、(1)の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、(1)及び(2)による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。
- (4) 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせることとする。

## 8 発注者及び受注者の協力及び義務

- (1) 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

## 9 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、発注者の求めに応じ提示するものとする。
- (3) 受注者は、電気保安業務担当者が病気その他やむを得ない事由により保安管理業務を

行うことができない場合に対処するため、社員の中から電気保安業務従事者を選び、その業務を行わせるものとする。

(4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

#### 1 0 事業場内の立入等

受注者は、保安管理業務を行うため、必要に応じて発注者の事業場内に立ち入ることができるものとする。

この場合において、受注者は、発注者が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

#### 1 1 記録等の確認

受注者は、保安管理業務を行うため、必要に応じて発注者の電気保安管理業務に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

#### 1 2 記録の保存

受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

#### 1 3 自家用電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

(1) 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、通路又は作業床の状態が悪く、受注者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

(2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。

(3) 前各項の不安全施設が改修されるまでは、当該自家用電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことができるものとする。

(4) 前各項の不安全施設が長期にわたり改修されず、保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとする。

## 小学校

学校名	所在地	需要設備		発電所 (kVA)	点検月
		受電電圧 (V)	設備容量 (kVA)		
第一小学校	鎌倉市由比ガ浜 2-9-55	6600	150		奇数月
第二小学校	鎌倉市二階堂 878	6600	80		奇数月
御成小学校	鎌倉市御成町 19-1	6600	350		偶数月
稲村ヶ崎小学校	鎌倉市極楽寺 3-2-3	6600	150		偶数月
七里ガ浜小学校	鎌倉市七里ガ浜東 5-3-2	6600	125		奇数月
腰越小学校	鎌倉市腰越 5-7-1	6600	175		奇数月
西鎌倉小学校	鎌倉市津 1069	6600	150		偶数月
深沢小学校	鎌倉市梶原 1-11-1	6600	175		偶数月
富士塚小学校	鎌倉市上町屋 810	6600	150		奇数月
山崎小学校	鎌倉市山崎 2500	6600	150		奇数月
小坂小学校	鎌倉市小袋谷 587	6600	175		奇数月
玉縄小学校	鎌倉市玉縄 1-860	6600	150	20	奇数月
植木小学校	鎌倉市植木 1	6600	135		偶数月
関谷小学校	鎌倉市関谷 468-1	6600	135		奇数月
大船小学校	鎌倉市大船 2-8-1	6600	175		偶数月
今泉小学校	鎌倉市今泉 2-13-1	6600	135		偶数月

## 中学校

学校名	所在地	需要設備		発電所 (kVA)	点検月
		受電電圧 (V)	設備容量 (kVA)		
第一中学校	鎌倉市材木座 6-19-19	6600	100		偶数月
第二中学校	鎌倉市西御門 1-7-1	6600	300		奇数月
御成中学校	鎌倉市笹目町 2-1	6600	250		偶数月
腰越中学校	鎌倉市腰越 4-11-20	6600	250		奇数月
深沢中学校	鎌倉市梶原 1-14-1	6600	325		偶数月
手広中学校	鎌倉市手広 5-7-1	6600	250		偶数月
大船中学校	鎌倉市大船 4-1-25	6600	650	35	奇数月
玉縄中学校	鎌倉市岡本 1100	6600	250		偶数月
岩瀬中学校	鎌倉市岩瀬 840	6600	225		奇数月

## 点検、測定及び試験の基準

- 1 自家用電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験は、原則として別表のとおりとする。
- 2 事故・故障発生時点検及び試験
  - (1) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、自家用電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
  - (2) 保安業務担当者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。
  - (3) 事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務担当者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。
  - (4) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務担当者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。
  - (5) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
    - ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
    - イ 受電用遮断器（電カヒューズを含む。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
    - ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その自家用電気工作物
  - (6) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。
- 3 保安業務担当者又は保安業務従事者が実施する点検、測定及び試験の周期

点検の種類	周 期
月次点検	隔月 1 回
年次点検	毎年 1 回
臨時点検	必要の都度

注) 年次点検には、月次点検を含む。

### 4 工事期間中の点検周期

仕様書 4 (1) に定める工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう自家用電気工作物の工事期間中は毎週 1 回月次点検内容に基づき外観点検を行うものとする。

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	工事中の点検又は臨時点検
引込設備	責任分界となる区分 開閉器、引き込み線、 架空電線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	定期点検 の項目に ついて、 必要の都 度
		絶縁抵抗測定		○	
		区分開閉器動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		保護継電器、遮断器連動試験		○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、高圧負荷開 閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検			
		絶縁油の点検・試験			
	電カヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検			
		絶縁油の点検・試験			
		B種接地漏洩電流測定	○		
	電力用コンデンサ及 びリアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	母線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定			○		
配電盤	外観点検	○	○		
	電圧、負荷電流測定	○			

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検	工事中の点検又は臨時点検
受電設備	制御回路	絶縁抵抗測定		○	定期点検の項目について、必要の都度
		保護継電器動作試験		○	
	受電設備	保護継電器動作特性試験		○	
		保護継電器、遮断器連動試験		○	
		計器校正試験			
	構造物※3、配電設備	外観点検	○	○	
	接地工事	外観点検	○	○	
接地抵抗測定			○		
配電線路	配電装置、架空電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	回路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検			
	接地工事	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○	
		液量点検	○	○	
		電圧・比重測定		○	
		液温測定		○	
	充電装置、付属装置 接地工事	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置、電気溶接機、照明装置、配線、配電器具、低圧機器等接地工事	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		絶縁監視装置	○		
		漏洩電流測定	○	○	
		漏電引外し試験		○	
		絶縁監視装置	設定値・設定値における誤差確認		○
動作特性試験・警報発報動作試験			○		
自動伝送試験			○		

注) 1 「外観点検」とは、以下の点検を行うものとする。

- (1) 自家用電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (2) 電線と他物との離隔距離の適否

(3) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(4) 接地線等の保安装置の取付け状態

2 接地工事とは、接地線並びに保護管等の設備を指す。

3 「絶縁監視装置」については、その装置の機種に応じた点検及び試験を行う。

4 点検前に、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等が無かったか問診を実施し、異常があった場合には、保安業務担当者等としての観点から点検を行う。

5 月次点検（電気事業法施行規則第53条第2項第5号に基づき契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）

6 年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。）を行う。

## 保安管理業務担当者

仕様書中の保安業務担当者については、次のとおり明記する。

保安業務担当者名	
生年月日	
電気主任技術者免状の 種類及び番号	